請求日 令和 年 月 日

松戸市長

# 施設等利用費請求書

<幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費>

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記の通り請求します。 なお、審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、松戸市内に居住していることを松戸市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを松戸市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を松戸市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を松戸市が確認すること。

請求にかかる年度	令和	年度	前·後期	(	月 ~	月 利用分)
----------	----	----	------	---	-----	--------

### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

-/	フリオ	げナ		認定子ども				〒
日	i.	名		との続柄  牛.年	三月日		現住所	
			※自署でない場合は、押印してください。	(昭和・平成)		月 日		電話:

<sup>※</sup> 施設等利用給付認定における認定保護者が請求してください。

#### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認 定 種 別 ( 法 第 30 条 の 4) □ 第2号 □ 第3号	認定番号
フリガナ	生 年 月 日
子 ど も の 氏 名	(平成・令和) 年 月 日

#### 3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	,	所 在	地	〒
施設名称		(市外の場合 み記入)		電話:

#### 4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入

1	フ施事	リ ガ 設 業	ナ・名	- 所	在	地	電話:
	フ	リガ	ナ	所	在	地	₸
2	施事	設業	· 名	171	11.		電話:

<sup>※ 「</sup>在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の 預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

## 5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

		Ī		在籍園の	認可外保育施設	請求額		
利用年月			施設に支払った 金額※1 (a)			a と b の金額の 低い方を記入 (c)	等に支払った 金額※1、※2 (d)	c + d ] と月観  上限額※3の低い   方   を記入
令和	年	月	円	日	円	円	円	円
令和	年	月	円	日	円	円	円	円
令和	年	月	円	目	円	円	円	円
令和	年	月	円	目	円	円	円	円
令和	年	月	円	日	円	円	円	円
令和	年	月	円	日	円	円	円	円

- ※1 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する書類として、施設が 発行する特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・支援提供証明書を添付して下さい。
- ※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※3 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

# 記入例

松戸市長

<注意>

- ※消せるボールペンの使用は不可です。
- ※修正テープの使用は不可。
- ※「訂正」がある場合は、二重線にて消した後訂正印を押印して、正しい 月 日 内容をご記入ください(既に印字されている項目がある場合も同様)。

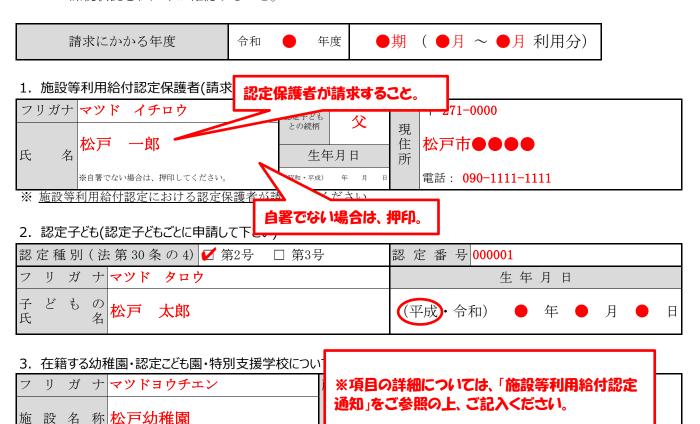
ミ用

## 施設等利用費請求書

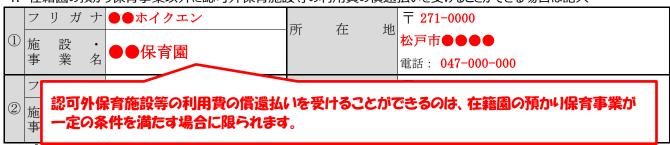
<幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費>

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記の通り請求します。 なお、審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、松戸市内に居住していることを松戸市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを松戸市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を松戸市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を松戸市が確認すること。



4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入



「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の 預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

## 5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

		在籍園0	つ預かり保育事業	認可外保育施設	<b>請求額</b> 「c+d」と月額	
利用年月	施設に支払った 金額※1 (a)	利用日数	対象額 (450×利用日数) (b)	a と b の金額の 低い方を記入 (c)	等に支払った 金額※1、※2 (d)	上限額※3の低い方
令和●年 ● 月	5,000 円	10 日	4,500 円	4,500 円	<b>0</b> 円	4,500 円
令和●年 ● 月	5,000 円	10 日	4,500 円	4,500 円	<b>0</b> 円	4,500 円
令和●年 ● 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	3,000 円	11,300 円
令和●年 ● 月	10,000 円	20日	9,000 円	9,000 円	2,000 F	11,000 円
令和●年 ● 月	円		円	円	/ F	1
令和●年 ● 月	円		円	円	_/	I H
時間数が8時間※2上記で記入した 発行する特定※3月額上限額は、		天保育 記入。 記入。 も、 も、	にその月に預かり を利用した日数を 。 引額契約であって 引用実績に応じて を記入。)	支払った金合に記入。 ※利用した する領収証	トの施設に 注額がある場 が発行 ・支援提供証 が必要です。	